

高校生対象給付型奨学金「まなべる基金(第11期)」応募受付のご案内

拝啓

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当財団では、2011年11月より、東日本大震災で被災された高校生の皆様へ奨学金の支援を行って参りました。この度、震災により進学が困難になった中学生および就学が困難になった高校生、また高卒認定試験合格を目指し、フリースクールなどへ在籍している生徒に対して「まなべる基金(第11期)」の募集を開始いたします。ご多用中のところお手数とは存じますが、該当する生徒の皆様に、下記の通り本奨学金をご案内くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【依頼事項】

- 以下のURLより『まなべる基金(第11期)奨学金応募書類一式』をダウンロードしてください。
URL: <http://minnade-ganbaro.jp/manaberukikin>
- ダウンロードしたデータ内の『まなべる基金(第11期)応募手続きのご案内』をご覧ください。
- 同書に記載された手順に従い、該当する生徒の方へ、本奨学金のご案内をお願いします。

【「まなべる基金(第11期)」概要】

- 募集期間 2021年8月23日(月)～10月29日(金) ※必着
- 募集人数 100人程度
- 給付金額・給付期間

	給付金額	給付期間
3年制高校など	年額19万円	2022年4月分より2025年3月分までの高校在籍期間中の最長3年間
4年制高校など	年額14.25万円	2022年4月分より2026年3月分までの高校在籍期間中の最長4年間
その他学校*	年額19万円	2022年4月分より高等学校卒業程度認定試験合格まで(最長3年間)

※「その他学校」の必要条件是以下となります(例)フリースクール、学習塾等

条件1	その団体が、法人格を所有し、法人設立から3年以上経過していること。
条件2	高等学校卒業程度認定試験合格を目指す専門コースを設置していること(応募者がその専門コースを受講していること)。
条件3	その団体に関して以下の書類を応募書類と併せて提出できること。 1)登記簿謄本 2)定款 3)事業報告書(直近年度) ※過去合格者実績含む 4)決算書類(直近年度)
条件4	奨学金受給中、応募者の「所属・在籍」を証明する書類を提出できること。
条件5	奨学金受給中、受給者の高等学校卒業程度認定試験の受験合格状況を半期に一度の在籍確認時に報告できること。

※奨学金の給付期間

■高等学校などに在籍の場合

高等学校などの卒業まで(高等専門学校・高等専修学校の場合は高等課程修了まで)に要する最短修業年限が終了する月まで、高校等の就学課程の途中(2学年以降)から受給する場合は、残りの最短修業年限が終了する月までとします。なお、留学・休学・留年等、受給者の都合で卒業に要する期間が延長した場合でも給付期間の延長はありません。

■その他学校

高等学校卒業程度認定試験「合格」をもって高校等「卒業」と同等とみなし、給付終了となります(最長3年間)。

4. 応募資格

以下の(1)～(5)の応募資格の全てを満たす方

(1) 生年月日

2002年4月以降に生まれ、2022年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒(ただし、2021年9月時点で、高校卒業資格を取得している生徒を除く)。